

魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託プロポーザル実施要領

若手担い手による魅力ある観光地域づくりを推進するため、主体的かつ持続的な取り組みが出来るよう育成支援することを目的に、公募型プロポーザルにより委託業者の選定を行う。本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続き等必要な事項をこの実施要領で定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）

(4) 契約限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加するための必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項もしくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 白川村が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年要綱第3号）に規定する排除措置対象個人又は法人等に該当しないこ

と。なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、参加資格審査申請書の提出を持って誓約・同意したものとする。

3. 審査方法（選定手順）

プロポーザル参加資格を審査の上、提出された企画提案書の内容について、白川村観光振興課（以下「観光振興課」という。）が別に定める「魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託プロポーザル審査要領」に基づく審査（書類審査）を行い、契約候補者として選定する。

4. 企画提案について

企画提案者は、次の（１）ア～カに掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

（１）企画提案書の作成

ア 企画提案書等提出書（様式第１号）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・ 企画提案書は、次の（２）に基づいて作成する。
- ・ 様式は任意とするが、日本工業規格 A4 判縦型に横書き（長編綴じ）、文字サイズは 11 ポイントを基本とし、表紙・目次を含めて 10 ページ以内とする。
- ・ 表紙には「魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託」企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付す。

ウ 法人概要書（様式第２号）

エ 業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）

- ・ 業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の（３）に基づいて作成する。
- ・ 様式は任意とするが、日本工業規格 A4 判縦型に横書き（長編綴じ）、文字サイズは 11 ポイントを基本とする。
- ・ 1 ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付す。

オ 業務実績書（様式第３号）

カ 業務見積書（様式第４号）

- ・ 本実施要領及び別紙仕様書に定める業務について、業務内容

にごとに精査した見積金額を記載する。

(2) 企画提案書に記載する事項

別紙「魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託仕様書」に掲げる業務を遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

① 観光客の動向調査・分析

- ・ 調査方法は、村内観光地を訪れる日本人観光客を対象とした対面聞き取り調査とする。
- ・ 調査時期は、四季を通じて年4回実施することとし、各回それぞれに平日と休日各1日（計8回）を実施する。
- ・ 調査サンプル数は、各回250サンプル以上かつ年合計1,000サンプル以上とする。ただし、同一団体から複数のサンプルを回収してはならない。
- ・ 調査項目は、観光庁により策定された「観光入込客統計に関する共通基準」を参考とした「リピート率」や「観光消費額」等に加え、「観光満足度」等の独自調査を実施することで、本村の観光の実態を適確に把握する。

② 地域資源を活用した商品開発並びに、リピータ獲得のための施策立案及び検証

- ・ 観光動態調査・分析データを用いた観光マーケティング手法を学び、新たな地域資源の発掘や既存資源のブラッシュアップによる着地型プランの造成を手掛けリピータ獲得のための施策立案を目的としたワークショップを開催する。
- ・ ワークショップは5回以上実施する。
- ・ 施策立案の評価検証にあたってはモニターツアーを実施する。

③ 観光地域づくりを担う若手担い手のネットワークづくり

- ・ 若手担い手の意識醸成並びに育成のための研修及び講座を2回以上実施する。

④ 観光プロモーションデザイン

- ・ 次年度以降におけるパンフレットやWEB媒体による観光プロモーションに向けた提案

⑤ 会議運営

・ 効率的な会議の開催及び運営、会議事録の作成

⑥ ①から⑤以外の項目で業務全般に関し有益で実現可能な提案、今後5年間程度を見据えた業務に係る提案等

(3) 業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項

次の項目について、正確かつ具体的に「業務実施体制及び業務担当予定者調書」として記載すること。

① 業務総括責任者及び業務担当予定者の、分担業務、役職、氏名、経歴、現部門での従事期間及び主な業務実績。

② 業務担当予定者の平成29年4月現在の手持ち（庶務的業務を除く。）全て。

③ 業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色。

(4) 企画提案書等の提出期限

① 提出期限：平成29年5月30日（火）まで

② 提出場所：〒501-5692

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷517番地

白川村観光振興課内

魅力ある観光地域づくり推進事業 担当者

TEL (05769) 6-1311 (代表)

③ 提出部数：4部（正本1部、副本3部）

④ 提出方法：持参又は郵送による提出

※ 受付は、休日を除く日の午前8時30分から正午まで、午後1時から5時15分までの間とする。

※ 郵送の場合は、平成29年5月30日（火）必着とし、届いているかを電話で確認すること。

5. 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式第5号）により電子メールで行う。なお、電子メールの送受信を必ず電話確認すること。

① 提出先電子メールアドレス

kankou-syoukoukankou@vill.shirakawa.lg.jp

② 提出期限：平成29年5月25日（木）正午まで

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、提出期限から起算して3日以内(土、日、祝日を除く)に、質問者に対して電子メールで行うほか、白川村ホームページにおいて公表する。

6. 企画提案に対する審査(書類審査)

(1) 審査(書類審査)の実施

審査(書類審査)は、平成29年6月5日(月)までに実施する。
なお、審査過程は非公開とする。

(2) 審査(書類審査)の方法

審査(書類審査)は、「魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

(3) その他

提出された企画提案書等について不明な点がある場合は、企画提案者へ質問することがある。

7. 契約候補者の選定

(1) 契約候補者の選定方法

審査員による審査(書類審査)結果に基づき、契約候補者を選定する。「魅力ある観光地域づくり推進事業業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書等を評価、採点し、その結果最も点数が高い者を1位とし、以下、順位をつける。なお、契約候補者に同得点が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

(2) 契約候補者の選定及び結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、各提案者に書面により通知する。
- ② 全提案者の審査結果の評価点数を白川村ホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

8. 契約の締結

契約候補者として選定した者と協議会が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

9. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「7」により選定した者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 「1 (4)」の契約限度額を超えた場合

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出された書類等は、白川村情報公開条例（平成14年白川村条例第8号）に基づく情報公開対象となる。
- (6) 本企画提案に係る提出書類については、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (7) 提出した業務担当予定者を変更する場合は、観光振興課へ協議を申し出ること。
- (8) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

11. 本企画提案スケジュール（予定）

- 参加申請書類の交付開始 平成29年5月15日（月）
- 質疑締め切り 平成29年5月25日（木）
- 質疑回答 平成29年5月30日（火）
- 企画提案書等の提出締め切り 平成29年5月30日（火）
- 提案書等審査 平成29年6月05日（月）までに実施
- 審査結果通知 平成29年6月05日（月）発送
- 契約締結 平成29年6月上旬